

岐阜清流中学校ほか22施設電気需給契約書

岐阜市(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)
との間において次の条項により、岐阜清流中学校ほか22施設(以下「中学校等」
という。)の電気需給契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙「岐阜清流中学校ほか22施設電気需給仕様書」(以下
「仕様書」という。)及びこの契約書の条項に基づき、発注者が中学校等で使
用する電気を需要に応じて供給しなければならない。

2 前項に規定する仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協
議して定める。

(権利譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡
し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾
を得たときは、この限りでない。

(電気方式等)

第3条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、契約上使用できる最大
需要電力(以下「契約電力」という。)、予定使用電力量、供給期間は、別紙仕
様書のとおりとする。

(供給の方法)

第4条 受注者は、発注者が中学校等で使用する電気を需要に応じて供給する
ものとする。

(検針日)

第5条 検針日時は、各月1回とし、計量日における電力量計の読みにより使
用電力量を計量するものとする。

(検査)

第6条 受注者が供給する電力量は、各月の検針日に発注者の指定する検収員
の検査を受けるものとするが、検査方法その他検査実施のために必要な事項
は、設置されている計量器の状況等に応じて、発注者受注者協議の上、取り
決めるものとする。

(電気料金の計算方法)

第7条 電気料金の計算方法は仕様書のとおりとする。

(料金単価)

第8条 基本料金契約単価及び電力量料金契約単価については、別紙「契約単
価一覧」に定めるとおりとする。

2 燃料費調整単価は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が適用する単価と
する。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、経済産業大臣が設定した単
価とする。

(支払方法)

第9条 受注者は、郵送により電気料金を速やかに請求するものとする。

2 発注者は適正な請求書受理の日から30日以内で、発注者受注者協議の上定める支払期限までに支払うものとする。

(契約電力の決定)

第10条 契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 前項に掲げる場合のほか、契約電力を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、これを変更することができる。

(使用電力量の増減)

第11条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約単価一覧の変更等)

第12条 この契約締結時において、予測することのできない経済事情その他の情勢の変化により物価の変動を生じ、契約単価が著しく不相当であると認められるときは、発注者受注者協議して契約単価を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく相当額を加減して支払うものとする。

(損害賠償の負担)

第13条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電等の場合を除き、停電等により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

3 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 受注者がこの契約の履行を放棄し、又は中止したとき。

(3) 受注者がこの契約の履行に必要な資格を喪失したとき。

(4) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し職務の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(5) 受注者がこの契約又は法令に違反したとき。

- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされたとき。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
- (8) その他、業務に着手し、又は事業を遂行することが、困難とみられる事由が発生したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第14条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反する行為(以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下この条において「抗告訴訟」という。)が提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令(以下「課徴金の納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。)
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。)において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(6) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) に対する刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(暴力団排除措置による解除)

第14条の3 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。) が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であるとき。

(2) 受注者の役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。) をいう。以下同じ。) を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。) が、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

(4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) を利用しているとき。

(5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

(不当要求による解除)

第14条の4 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。) が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する業務の受注者として不適切であると認められる行為

(違約金)

第15条 発注者が第14条、第14条の2、第14条の3又は第14条の4の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は契約金額の10分の1に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(談合その他不正な行為があった場合の違約金)

第15条の2 受注者は、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第14条の2第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者が契約に違反したことにより、この契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

(損害金、違約金又は損害賠償金の控除等)

第17条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは請求することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の延滞金を請求することができる。

(不当介入への対応)

第 18 条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(資料の提出)

第 19 条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提出するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 21 条 受注者は、この契約書に定めたほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号）を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 岐阜市
代表者 岐阜市長

受注者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

契約単価一覧

供給年月	基本料金契約単価 〔円/kW〕	電力量料金契約単価	
		その他季 〔円/kWh〕	夏季 〔円/kWh〕
平成30年 6月			
平成30年 7月			
平成30年 8月			
平成30年 9月			
平成30年10月			
平成30年11月			
平成30年12月			
平成31年 1月			
平成31年 2月			
平成31年 3月			
平成31年 4月			
平成31年 5月			

- ※ 基本料金契約単価及び電力量料金契約単価に、消費税及び地方消費税を含む。
- ※ 電力量料金契約単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含まない。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。